

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び同2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

令和2年1月27日

北海道開発局長

1 都市・地域再生等利用区域

一級河川石狩川水系豊平川の河川区域内で別図に示す区域

2 都市・地域再生等占有方針

(1) 占有の許可を受けすることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（公園緑地）、これらと一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明音響施設・日よけ等とする。

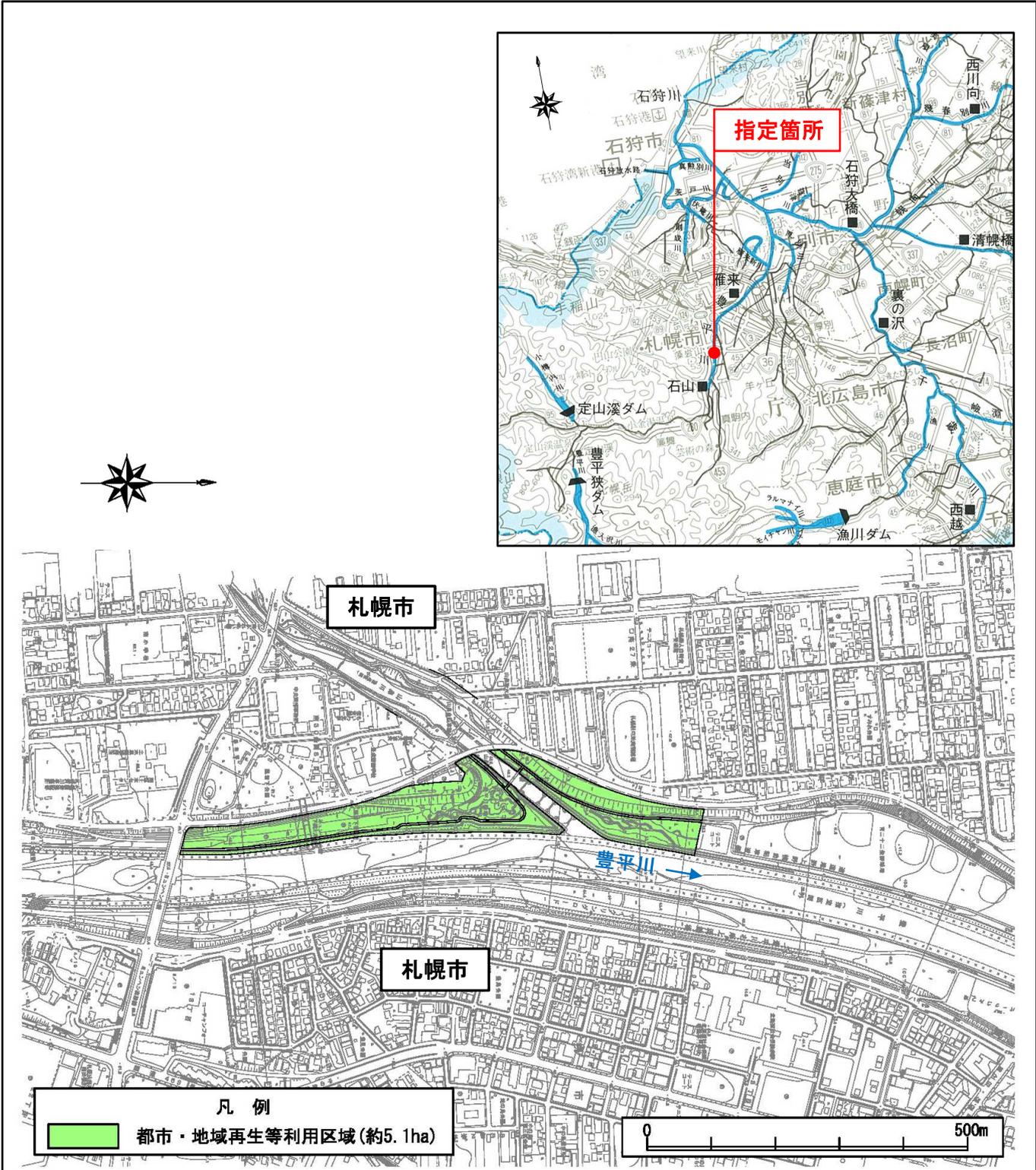
(2) 許可方針

占有許可を受けることができる施設は、豊平川ウォーターガーデンを中心とした河川空間の利用促進及び地域活性化を目的として整備される施設とする。

3 都市・地域再生等占有主体

札幌市長

別 図



※ 自転車専用道路は都市・地域再生等利用区域に含まない